

ベトナム

目次

概要	・・・ 1
代理人制度	・・・ 2
特許制度	・・・ 3
意匠制度	・・・ 7
商標制度	・・・ 10
模造品対策	・・・ 13

概要

加入条約 WIPO 条約 パリ条約 PCT マドリッド協定

出願言語 ベトナム語

所管官庁 特許、商標ともベトナム特許庁

National Office of Industrial Property of Vietnam (NOIP)

住所 384-386 Nguyen Trai Street,
Thanh Xuan, Hanoi, Vietnam

電話 84-4-858 3069

ファクシミリ 84-4-858 4002

ウェブサイト www.noip.gov.vn/

適用法令は 2006 年知的財産権法。

代理人制度

(1) 代理人に必要な資格

Industrial Property Representation Agent の資格

(2) 資格の取得の要件

(a) 試験に合格する必要がある。

試験科目：特許法、意匠法、商標法。

(b) IP 分野における業務経験は必ずしも必要ではないが、5 年間の経験があれば IP Agent 受験にあたり IP トレーニングコース証明書は不要となる。

(c) 審査官経験を有しても試験に合格する必要がある。

(3) 外国からの案件代理は特別なライセンスが必要である。

(4) 代理人事務所の業務例：

出願（特許、実用新案、意匠および商標）代理

権利侵害代理

実施契約に関するコンサルティング

(5) 利益相反行為に関する制限があり、法文化されている。

(6) 国内の代理人協会について

Vietnam Intellectual Property Association (VIPA)

会員：ベトナム国民または団体（代理人に限らず、IP サービス団体、特許権者、発明家等）

会員数：数百名（ライセンスされた IP 代理人は 247 名、IP 代理サービス団体は 88、NOIP のウェブサイトによる）

任意加入制

協会の連絡先： Tel: 84-4-3771 0566 Fax: 84-4-3771 0568

E-mail address : vipa@fpt.vn

協会の活動内容：

IP に関する研究

会員への IP 関連情報、トレーニングコースの提供

庁の運用および法律に関する庁との交渉

一般的相談

海外のクライアントに対する情報提供（ケース毎で問合せには有料の場合も有）

特 許

1. 一般

適用法令 知的財産権法

所管官庁 特許庁（NOIP）

2. 保護対象

（1）発明の定義

自然法則を利用して特定の課題を解決するための製品や方法の形態による技術的解決

（2）不登録対象

人体の治療法、コンピュータープログラム、ビジネスメソッド

（3）不特許事由

発見、科学理論、数学的方法、
技術、計画、規則、経済学上の経営の方法やシステムなど
コンピュータープログラム、集積回路のレイアウトなど
動植物の品種

3. 登録要件

（1）産業上の利用可能性

人間及び動物の疾病予防、診断又は治療方法などは産業上利用可能性なし

（2）新規性

公知、公用、文献記載のすべてにおいて世界主義を採用
但し、次の公開の日から 6 ヶ月以内の出願は、新規性欠如とならない。

- (i) 発明者または譲受人の許可なく開示された発明
- (ii) 発明者または譲受人により科学的報告として開示された発明
- (iii) 発明者または譲受人が、ベトナム国内博覧会または公式に認められた国際博覧会で展示された発明

（3）進歩性

判断基準あり
（創作的行為の結果、従来技術に基づき当業者にとって自明でないこと）

（4）発明の単一性

互いに関連性をもつ数件の発明を一の出願に含むことが可能。

4. 出願手続

（1）出願人となり得る者

一般に、発明者又は譲受人、なお職務発明の場合は雇用者

（2）必要書類

- ① 願書 出願人、発明者の氏名、住所、国籍及び代理人の氏名、住所

- ② 明細書 発明の詳細な説明、クレーム、要約を含む
クレームは、多項従属可
- ③ 必要な図面（写真不可）
- ④ 優先権証明書 認証謄本及びその英訳を出願から３月以内に提出
- ⑤ 委任状（包括委任状あり。）
- （３）ＦＡＸ又は電子出願による出願不可
- （４）出願言語はベトナム語
- （５）ＰＣＴ出願の国内移行期限
 - ① 最先の優先日から３１月（国内移行期限内に翻訳文の提出必要）
 - ② 補正は原文範囲内で可能

５．審査手続

- （１）方式審査
 - ① 方式要件違反は補正命令の対象（１月以内に補正可能）
 - ② 方式要件を満たせば、出願から１月程度で方式適正の通知が発行される。
 - ③ 優先日から１９月後に公開（ＰＣＴ出願の場合、国内移行から２月後に公開）
- （２）出願審査請求制度あり
優先日から４２月以内に審査請求必要 審査請求ない場合、出願は無効となる。
- （３）実体審査
 - ① 出願と同時に審査請求の場合、出願公開から１２月以内、出願後に審査請求の場合、審査請求から１２月以内に実体審査の結果通知が発行される。
 - ② 特許要件を満たしていない場合、オフィスアクションを発する。
オフィスアクションに対し、２月以内に意見書・補正書提出可能。
提出期間は、１回の延長可能（在外者も同様だが、遅れた提出の請求も可能）
 - ③ 期限内にオフィスアクションに応答しない場合、出願は取下げ擬制となる。
 - ④ 出願係属中、出願当初の範囲内において明細書等の補正可能。
 - ⑤ 出願人の請求により審査官が認めた場合にはインタビューが可能だが、電話インタビューは公式とはされない。
 - ⑥ 拒絶査定を受領から９０日以内に、特許庁長官に拒絶査定に対する審判請求可能
 - ⑦ さらに審判に不服な場合、３０日以内に科学技術省または裁判所に出訴可能。
その後は不服を裁判所に申し立てることができる。

６．登録

- （１）存続期間は出願日から２０年
- （２）出願から登録までは、３～５年
- （３）発明が保護されるべきものとされた場合は特許料、公開費用と特許の第１年の年金を支払うと特許発効となる。

なお、登録料（特許料）納付の期限延長については規定がないが、正当な理由がある場合は延長が認められる可能性もあり。

（４）年金

１年目は登録料と同時に納付、次年度からは登録日の該当日より前６月以内に納付
なお、この期間を徒過しても１月につき１０％の特別料金を支払って納付可能

（５）特許権の回復

年金不納により無効となった特許は以下の場合には回復可能

- ・年金納付期限の最終日から１２月以内に回復請求をし、
- ・年金の不納付又は他の理由により第三者から無効又は取消し審判が請求されておらず、
- ・回復手数料及び年金を支払った場合

（６）特許期間の延長制度なし

７．その他

① 早期審査制度あり

出願人は、正当な理由を示して早期審査を請求可能。

実際には他国と比較して審査期間が短いため早期審査請求が認められるのは難しい。

② 外国語出願制度なし

手続言語はベトナム語

ベトナム語以外の言語の書類は比較、参照書類、確認のためにのみ用いられる。

③ 審査請求制度あり

出願時又は最先の優先日から４８月以内に行う必要あり。

④ 出願公開制度あり

審査請求書が出願時に提出されると、特許許可日から２月以内に公報掲載。

審査請求書が最先の優先日から１８月以内に提出されると、審査請求から２月以内に公報掲載される。

審査請求書が提出されないと、最先の優先日から１９月以内に公報掲載。

⑤ 出願変更制度あり

特許出願と実用新案出願間で変更可能。

⑥ 分割出願制度あり

審査中であれば出願人の請求により分割出願可能。

また、発明の単一性の要件を満たしていないと審査官が判断して分割要求の場合、その要求から２ヶ月以内に分割出願可能。

⑦ 国内優先制度なし

⑧ 名義変更には以下の書類が必要

- ・名称変更の場合はその変更を示す書類（公証要す）
- ・譲渡による場合は譲渡証（公証付）

・特許証

⑨ 包括委任状制度あり

⑩ 期限徒過の場合の救済制度なし

意匠

1. 一般

適用法令 知的財産権法
所管官庁 ベトナム特許庁 (NOIP)

2. 対象

- (1) 定義 形状、線、サイズ、色彩又はこれらの組み合わせによる製品の外観。
色彩は意匠の形態特徴を表す一要素として取り扱われる。
- (2) 登録要件
- ・工業的利用可能性
 - ・新規性（公知公用、刊行物記載とも世界主義を採用）
 - ・創作性 当該分野における当業者が、公知意匠に基づいて容易に創作できる意匠は登録されない。
- (3) 部分意匠制度 あり。

3. 出願手続

出願人：創作者、譲受人、雇用者

(1) 出願書類、必要情報

- ①願書 ・創作者の氏名、住所、国籍、出願人の氏名、国籍、名称、住所、
法人の形態
・意匠に係る物品の名称

②図面又は写真（できれば図面の方がよい。6面図と斜視図） 5部提出する。

- ・サイズは 最小 90×120mm 、最大 190×277mm
- ・必要であれば意匠の形態の特徴を示すための断面図
- ・バリエーションを提出するときは異なる特徴を示す図面
- ・使用状態が異なる場合、使用状態を示す図面の提出が必要。
- ・図面等に代えて見本、ひな形の提出は不可。

※ 写真の場合、以下に注意する。

- ・他の物体を含まない。
- ・出願デザインの色彩とコントラストを有する色の背景画面

③意匠の説明書 （すべての意匠出願に必要）

- ・クレームとして意匠の特徴(例えば既に公知の意匠との相違等)を列挙する。
- ・物品が透明な場合、又は物品の一部が透明の場合は説明の欄に記載する。

④クレームが必要。

⑤委任状(ファクシミリでの提出も可能。但し原本を3ヶ月以内に提出。包括委任状制度あり)

⑥優先権主張(優先権書類及び宣誓付英語の翻訳文は出願から3ヶ月以内に提出)

⑦譲渡証、優先権の譲渡証(必要な場合のみ)

(2) 一意匠一出願

- ・一の意匠からの異なる実施例(バリエーション)も一出願で提出可能だが、各バリエーションには形態の共通な特徴を有することを要する。
- ・形態、模様、色彩が物品の機能により変化する場合、これらのバリエーションは同じ出願に含むことができるが、機能による要素は保護されない。
- ・セットの物品(カップとソーサー等)は一出願で手続可能。

(3) 新規性喪失の例外規定あり。

公開から6月以内の出願は以下の場合新規性を喪失しない：

- (i) 創作者または譲受人の許可なく他人に開示された意匠；
- (ii) 創作者または譲受人により科学報告として公開された意匠；
- (iii) ベトナムの国内博覧会、公的国際展示会、又は公的に認められた国際展示会で創作者または譲受人により展示された意匠。

3. 審査

(1) 方式審査及び実体審査を行う。

方式審査後2ヵ月後に公報が発行される。公報発行の延期を請求できるがこの場合は実体審査も延期となる。

実体審査では外国における審査の結果も用いられるため、出願人は以下の書類を提出することができる。

- ・同一意匠に関する外国での調査又は審査結果
- ・同一意匠についての外国での特許のコピー

(2) 補正

- ・最終拒絶又は権利付与の決定前に出願人が自発的に行うことができる。
- ・出願時の範囲を超えず又実質的に変更しない範囲で認められる。

(3) 拒絶対応

- ・方式補正は拒絶より1ヶ月以内に対応する。
- ・実体補正は拒絶より2ヶ月以内に対応する。
- ・最終拒絶に対しては90日以内に Director General of NOIP へ審判請求可能。
- ・審決に不服の場合には科学技術産業省 (Minister for Science and Technology) 又は 行政裁判所へ抗告請求できる。

4. 登録

(1) 出願から登録までは約2～3年かかる。

(2) 登録機関は出願日から5年だがその後5年毎に2回更新可能(最長15年)

(3) 登録後、公報が発行される。

5. 権利範囲

(1) 意匠権者は登録意匠及び類似意匠について排他的権利を有する。

意匠の特徴的形態が同じであれば類似と判断される。

(2) 使用权の設定は NOIP に登録を要する（第三者対抗要件、未登録でも当事者間では有効）。

6. その他

登録意匠のデータベースにインターネットからアクセス可能だが、キーワード検索はベトナム語による。

1. 一般

適用法令 知的財産権法

所管官庁 ベトナム特許庁 National Office of Intellectual Property of Vietnam

(1) 使用

登録主義、先願主義

(2) 商品分類

- ・ 国際分類を採用。
- ・ 商品・役務の類否基準採用。
- ・ サービスマークも登録可能。
- ・ 商品の類似は①商品の機能/構造/生産方法の類似、②潜在的消費者の類似、③商品販売流通経路の類似が考慮される。
- ・ 多区分出願が可能。
- ・ 小売業はサービスとして指定できない。

(3) 商標

- ・ 立体商標はケースによっては登録可。
- ・ 音、匂いは登録できない。
- ・ 団体商標は登録可能。
- ・ 証明商標は登録できない。

(4) 登録商標、出願商標のデータベースはベトナム語、英語、フランス語のものがあるが主に審査官の使用に限られる。公衆が利用可。キーワードはベトナム語。

2. 出願手続

(1) 必要書類、必要情報

- ① 願書
 - ・ 出願人の氏名、名称、住所、国籍、
 - ・ 商標見本 15通
大きさ：20mm×20mmから80mm×80mm
標準文字制度はない。
 - ・ 商品区分及び商品・役務の表示(包括表示は不可。)
 - ・ 優先権主張（優先権書類は出願から3ヶ月以内、特許庁の指令受領後1ヶ月以内）

② 委任状(公証を要する)

(2) 外国語出願は認めない。

(3) 電子出願はない。

3. 審査

(1) 審査内容

方式審査と実体審査が行われ、実体審査においては絶対的拒絶理由および相対的拒絶理由について審査を行う。

(2) 補正

- ・ 商品・役務の表示の補正は登録拒絶又は登録付与前であれば可能。補正は出願時の範囲を超えてはならず、商標（マーク）を実質的に変更してはならず、出願の単一性に違反してはならない。
- ・ 商標の補正は必要でない要素の削除で商標を実質的に変更するものでない限り可能。

- (3) 拒絶理由の対応は受領後通常は2ヶ月以内。方式違反の拒絶理由は、1ヶ月。
- ・コンセント制度がある。
先行商標の所有者が出願商標の使用が先行登録商標の商標権を侵害しないと考え
るとの内容を記載した書面の提出が必要。
同意書には以下の事項が必要。
同意の意思、商標（マーク）、商品・役務、ベトナムにおける地域的範囲、当事者
の情報（名前、住所等）、出願の情報（出願日、出願番号、商標（マーク）、商品・
役務区分等）、登録情報（登録番号、登録日、商標（マーク）、商品・役務区分等）
 - ・ディスクレーマーの提出は、拒絶回避に効果的。
関連する分野において登録が拒絶されている混同しやすい類似部分のディスクレ
ーマーの提出は、当該部分を取り除くように商標見本を補正する。記述的部分又
は全分野で登録が拒絶される部分についてのディスクレーマーの提出は不要。こ
の種の部分を含む商標（マーク）は、全体と保護され、別々に保護されない。
もし、商標（マーク）全体が拒絶され、又は、登録性のある全ての部分（残りの
部分は記述的又は登録性がない部分のみを含む）が関連する分野で拒絶されてい
る場合は、拒絶部分のディスクレーマーを提出しても不十分なことに注意。
- (4) 登録後公報に掲載される。第三者の異議は、公報発行後、ベトナム特許庁による特
許許可まで可。
- (5) 拒絶査定に対しては30日以内に科学技術産業省へ不服申立可能。
決定がされ、又は公にされてから90日以内にベトナム特許庁長官に審判請求がで
き、その後、科学技術大臣又は裁判所に不服を申し立てることが可能。

4. 登録

- (1) 存続期間は出願日から10年
10年ごとに更新可能。（存続期間満了前6ヶ月の間に更新）
更新時の提出書類 願書、登録証の原本、更新料支払いの受領書、委任状（公証）
更新出願は方式審査のみ行われる。
- (2) 商標権の範囲は、同一のみならず、混同するほどの類似商標（マーク）にも及ぶ。

5. その他

- (1) 不使用取消審判制度 5年間の継続的不使用
ベトナムにおける使用証拠が必要（商標の使用：商標・商品のパッケージ、ビジネ
ス実施手段又はサービスの取引書類に使用される登録商標の添付、登録商標を示す
配布物、登録商標を示す販売の広告等、登録商標を示す輸入品）
- (2) 使用許諾は登録が必要
商標権を含むいかなる取引においても登録が求められます。ライセンス契約を登録
すると第三者に対抗可。
- (3) 外国出願人が留意すべき点
出願前調査を行うことを薦める。
商標登録は極めて重要で、できる限り早く確保すべき、商標を使用するときは、登
録すべきである。
先願主義であるのでできるだけ早く出願する。
マドリッドプロトコル経由の国際登録に関し、方式審査は行わず、商標の登録決定
は最終的で、審判手続でのみ異議申し立てが可能。

(4) 今後の法改正

- ・内国出願人と外国出願人に適用される料金を共通にするために料金表が改定される予定。
- ・国際スタンダードに適応するため特許法、意匠法、商標法がそれぞれ制定される予定。
- ・今後の法改正の予定がある。商標に関して、最も重要な改正が提案されている

(・証明商標又は団体商標の出願に権限ある官庁の許可が必要。・出願手続の時間制限は知的所有権法から削除。科学技術大臣は、実際の条件に応じて時間制限を変更可。)

(5) 商標の保護に関し、注目すべきケース

- ・ OMO対TOMOT
- ・ SUNLIGHT対SUNLIKE
- ・ SAAB対SAAB (会社名)

(詳細はベトナム特許庁 (NOIP) のホームページ参照)

模造品対策

1. 税関による水際措置または境界措置（侵害物品の通関保留措置）

（1）模造品の輸出入に関して適用される法律又は改正法

ベトナムでは、模造品と知的財産権侵害物品の輸出入防止に関しては現在以下の法律と規則が適用される。

- ・ 2002 年 1 月 1 日から施行の関税法第 57、58、59 条（以下“関税法”と呼ぶ。）
- ・ 関税法の条項施行の細則を定める 2001 年 12 月 12 日付の政府法令 101/2001/ND-CP（以下“法令 101”と呼ぶ）、第 14 条。
- ・ 工業所有権の分野における管理違反に対する制裁措置に関する 1999 年 3 月 6 日付の政府法令 No. 12/1999/ND-CP（以下“法令 12”と呼ぶ。）
- ・ 法令 12 の施行の指針となる、2001 年 9 月 14 日付の回状 49/2001 によって補正及び補足をされている 2000 年 5 月 3 日付の回状 825/2000/TT-BKHCMNT（以下“回状 825”と呼ぶ。）
- ・ 模造品の製造及び売買撲滅に関する 1999 年 10 月 27 日付の首相指令 No. 31/1999/CT-TTg（以下“指令 31”と呼ぶ。）
- ・ 指令 31 の施行の指針となる、貿易省、財務省、公安省、科学技術環境省間の 2000 年 4 月 27 日付のこれらの省庁間の回状 No. 10/2000/TTLT-BTM-BTC-BCA- BKHCMNT（以下“回状 10”と呼ぶ。）

（2）税関部門での差し止め対象となる輸出入商品の種類

以下の知的財産権侵害物品は、税関によって輸出入を差し止められるものとする。

- ・ 以下の点で侵害物品であるもの。
 - (i) 商標（同一の又は類似の物品に対する他人の保護された商標と混同をもたらす同一又は類似の商標がついているもの）；意匠（その包装や外観が保護されたデザインと実質的に差異がないもの）；原産地表示、原産地名称。
 - (ii) 物品ラベル（他の者によって先に公表／使用された製品ラベルと同一又は混同するほど類似しているラベルがついているもの）
- ・ 周知の標章に類似した商標がついている物品であって、有名な標章が対象とする物品と異なるか又はなんら関係を持たないが、物品の原産地に関して混同をもたらす恐れのある物品。
- ・ 侵害物品／模造品の製造に使用された印刷物、侵害ラベル、商標および

（3）通関保留の手続きの概要

関税法と施行文書（法令 101）に従って、正当な知的財産権所有者は、ベトナムの法律の下で保護されている自分の知的財産権の侵害に係る輸出入品の通関手続きの保留の申請を税関に提出する権利を保持する。

下記に述べた（4）における必要書類と情報を受け取り次第、申請を受領してから 3 就業日以内に、税関は申請者に対して申請が許可されるのか又は却下されるのかを通知するものとする。

申請が許可された場合は、事件の処理を担当している税関長は輸入／輸出品の通関手続きの保留の決定を出すものとする。

保留は 10 日又は上限が 20 日の期限を超えないものとする。この期間は、追加担保の供託を条件として知的財産権所有者からの更なる要請を受けとり次第、延長することができる。物品の解放の保留の決定は、輸入業者、物品の受取人、知的財産権所有者又は申請者に送付されるものとする。

前記期限の満了次第、政府の管轄官庁から申請者の申請の合意の決定を受けなかつ

た場合、又は輸入／輸出品が模造あるいは知的財産権侵害であるという結論を得なかった場合、国境の関税長は以下を行うものとする。

- ・商品の保留を解除することを決定する。
- ・申請者に、(i) 輸出業者／輸入業者への損害賠償および (ii) 税関、及び関連団体、組織、個人が被った費用の支払の請求をする。
- ・申請者にすべての残額の払い戻しをする、又は申請者にすべての不足金額の請求をする。

申請者による輸入／輸出品の解放の中止の要請が正しければ、事件は適用される法令に従って解決されるものとする。さらに、輸入／輸出業者は、知的財産権所有者への損害賠償と、生じた費用を請求されるものとする。税関は知的財産権所有者に、供託金全額を払い戻すものとする。

(4) 保留を宣告するために必要な情報と書類の一覧

知的財産権所有者は、以下の書類と情報を税関に提出することが求められる。

- ・輸入／輸出品の通関手続きの中止を求める申請書。
- ・知的財産権保護登録証明書又は知的財産権所有権を証明する該当書類。
- ・当該侵害の主な証拠（例えば、輸出／輸入業者又は受取人の名前；侵害の疑いのある物品の詳細な記述と写真；到着予定年月日と到着予定地；一応の証拠に関する知的財産権調査事項の結果（もしある場合））。
- ・契約書に示された物品の総価格の 20%に相当する金額又は申請者によってなされる不当な要請によって生じるいかなる損害も補償するのに十分な法的書類。
- ・委任状（該当する場合）。

(5) これらの事項に関する連絡先および所在地

何らかの輸出入品が模造又は知的財産権侵害の疑いがある場合には、被害を受けた当事者は、州／市の税関に申請書の提出を検討することができる。（疑いのある物品に関わる特定の当事者を拘留するため）

ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、現地の公認された委任代理人を通じて申請書を提出すべきである。

2. 模造の刑事責任の捜査

(1) 科せられる刑事罰の種類

知的所有権の侵害又は模造品の製造及び／又は売買が刑事犯罪となる場合は、事件は刑法の条項の適用を受ける。犯した犯罪の性質と重大さに従って、有罪判決を受けた者は以下の刑罰を科されるものとする：

- ・6 箇月から 20 年の禁固又は、
 - ・終身刑又は死刑（極めて重大なケース）。
- 有罪判決を受けた者はまた以下の付加的な刑罰も科される場合がある。
- ・500 万ベトナムドルから 2 億ベトナムドルまでの罰金。
 - ・資産の一部又は全部を没収、又は、
 - ・1 年から 5 年にわたる一定の期間中、職務遂行、職業従事を禁止。

(2) 刑事処分の要件

刑法で定められている犯罪となる行為を犯した者は、刑法で定められているところの該当する刑事処分を科されるものとする。

犯罪は刑法で定められているところの社会に対して危険な行為であり、刑事責任能力を持つ者によって故意に又は故意でなく犯され、とりわけ、他の市民の財産、正当な権利と利益を侵害するものである。犯罪の徴候の恐れがあるが、社会への危険性が大きくないものは犯罪ではなく、行政措置によって対処できる。（刑法、第 8 条）したがって、模造行為と知的財産権の侵害行為のみが、刑法に規定され、違法行為

となるものとする。例えば、刑法第 156.1 条によれば、以下の評価額の純正製品の額に相当する場合に、性質と有用性の点において模造である模造品の製造および／または売買の行為は、犯罪となるものとする：

- 3000 万ベトナムドル以上 1 億 5000 万ベトナムドル未満又は
- 3000 万ベトナムドル未満ではあるが、
 - － 重大な結果をもたらす場合又は、
 - － すでに行政又は刑事罰に処された者が同じ違反を続けて行う場合。

第 156.1 条に定められているような行為を犯したものに、6 箇月から 5 年の懲役刑を科すことができる。

或いは、ある者が模造行為を犯し、その行為が第 171.1 条に定める工業所有権侵害の罪に当たる場合（保護されている発明、ユーティリティソリューション、工業意匠、商標、原産地名称又は他の保護された産業対象物を不法に悪用又は無断で使用し、重大な結果をもたらした場合）、該人物に科せられる罰として、罰金（2000 万ベトナムドルから 2 億ベトナムドル）又は 2 年迄の拘留によらない矯正を科すことができる。もし組織的な犯罪、累犯、あるいは非常に重大又は極めて重大な結果をもたらす場合は、171.1 に規定されるような罪を犯す者には、6 箇月から 3 年までの禁固刑を科すことができる。有罪判決を受けた者には、また次の付加刑を科すことができる。

- 1000 万ベトナムドルから 1 億ベトナムドルの罰金。
- 1 年から 5 年にわたる一定の期間の間、職務遂行、職業従事の禁止。

以下の場合、工業所有権侵害として 171 条 1 項の訴追を受ける。

- 犯罪の被害者の告訴
- 侵害行為が商業目的
- 侵害行為が故意、そして
- 侵害者は、その行為で既に行政罰を受け、又は侵害者はその罪の判決を受け、免除の資格はなく、義務は継続し、又は、侵害が深刻な結果をもたらしている。

以下のいずれかの場合、被侵害者からの告訴なく 171 条 2 項の訴追を受ける。

- 組織的手法
- 複数の犯罪
- 特に深刻な結果

（3）刑事訴訟手続きの概要

犯罪が報告されると、犯罪の存否について、予備的調査が行われ、犯罪が成されたという根拠があれば、犯罪ケースとして決定され（必要なときは、被害者の告訴にもとづき）、調査が実行されます。

調査が完了すると、調査報告書が出され、報告書が訴追を提案すると、このケースは検察官に送られます。訴追するとの決定があれば、このケースは、裁判所へ送られ、裁判所は審理するか否かを決定します。

裁判は、（i）開廷手続、（ii）質疑手続、（iii）主張手続、（iv）審議手続、そして判決言い渡しの各段階を有します。

具体的には、模造品の事件が犯罪の徴候があると判断された場合、捜査部は刑事事件を起訴する決定を出すものとする。このような決定と事件のファイルは、刑事事件を起訴する決定を出した日から 24 日以内（より重大でない犯罪の場合）又は 7 日以内（重大な、非常に重大な、極めて重大な犯罪の場合）に、監督と承認のために

人民公共検察院に送られるものとする。

事件のファイルの受理をした日と捜査部が犯された犯罪に対して判定を下した日から 20 日以内（あまり深刻でない犯罪および深刻な犯罪の場合）又は 30 日以内（極めて深刻な犯罪の場合）に、人民公共検察院は次の決定のいずれかを発布するものとする。

(i) 起訴状によって刑事上の犯罪者の嫌疑を受けたものを起訴する決定。

(ii) 事件をさらに捜査する決定、又は、

(iii) 事件を停止又は一時的に中止にする決定。

起訴状が発行される場合、起訴状は起訴日から 3 日以内に管轄裁判所に送付されるものとする。

管轄裁判所は、30 日以内（より重大でない犯罪の場合）、45 日以内（重大な犯罪の場合）、2 箇月以内（非常に重大な犯罪の場合）、又は 3 箇月以内（極めて重大な犯罪の場合）に、事件を裁判にかける決定を出すものとする。

第一審裁判は事件を裁判にかける決定がなされた日から 15 日又は 30 日（妥当な理由がある場合）以内に開廷されるものとする。

上訴裁判所へのさらなる上訴は可能である。

(4) 要件

(a) 告訴権者

告訴権者は以下のとおりである。

- ・人民公共検察院。
- ・捜査部。
- ・犯罪行為によって損害を受けた個人、組織又は事業体。
- ・すべての関係者。

(b) 告訴期間

告訴の期間は以下のように定められている。

- ・より重大でない犯罪については 5 年。
- ・重大な犯罪については 10 年。
- ・非常に重大な犯罪については 15 年、又は、
- ・極めて重大な犯罪については 20 年。

上記の期間は、犯罪が行われた日から計算されるものとする。

(c) 告訴状の書式および委任状の形式

告訴状の書式は定められていない。

(5) これらの事項に関する連絡先および所在地

いずれの犯罪行為も、特に、以下の管轄官庁に通知されることが望ましい。

- ・公安省の管轄下にある捜査部。
- ・人民最高検察院の管轄下にある捜査部。
- ・経済犯罪警察庁、又は、
- ・税関。

ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、ベトナムの委任代理人に連絡を取ることを考慮すべきである。

3. 民事訴訟

(1) 民事訴訟の対象となる侵害の種類

一般に、個人及び法人の市民権のいかなる侵害も、民事訴訟の対象とすることができる。例えば、模造と知的財産権侵害に関して、以下の侵害行為を、特に民事訴訟の対象とすることができる。

- ・特許／ユーティリティソリューション又は工業意匠として保護されている又は特許

を取得した製法に従って製造された製品、製品の一部を、無許可で製造、利用、流通、販売のための宣伝、輸入又は輸出を行うこと。

- ・特許された製法を無許可で用いること。
- ・所有者の登録商標に係る物品やサービスと同じ又は類似の内容、関連のある機能、用途、および同じ取引経路を持つ物品やサービスに対する電子的手段を含む物品、物品の包装、サービス手段、取引に使用される書類、看板、宣伝の手段および他のビジネスの手段に、無許可で何らかの標章（保護されている標章と同じ又は紛らわしいもの）を添付又は表示すること。
- ・保護された標章、又は保護された標章と混同されやすい標章がついている物品または物品の一部を無許可で流通（販売および輸送を含む）、宣伝、販売のために提供および保管、又は輸入／輸出をすること。
- ・集積回路、植物品種、原産地名称、商品名、企業秘密、地理的表示、工業所有権に関連する不正競争に対する権利、又は著作権の侵害。
- ・ライセンス又は技術譲渡契約の違反。
- ・先使用の紛争
- ・権利の共有の紛争
- ・発明報酬の紛争
- ・工業所有権等の相続等、その他の紛争

（２）法的救済措置の種類

個人又は法人の市民権が侵害された場合は、損害を受けた者／事業体の請求があると、請求者の権利の保護のために以下の法的救済措置が利用できる。

- ・侵害行為をやめさせる命令（必要な場合は一時的な措置を含む）。
- ・公的謝罪及び／又は修正の命令。
- ・損害賠償の命令。
- ・罰金を科すこと。

（３）侵害訴訟を提訴するための要件

侵害訴訟を提訴するためには、以下の書類と情報が管轄人民裁判所に提出されるものとする。

- ・訴状。
- ・原告の権利を証明する書類。
- ・侵害の証拠（又は、入手可能な場合は、知的財産権を管轄するベトナム官庁の侵害に対する判断）。
- ・損害の回復の請求およびその請求を正当化する証拠。
- ・訴訟費用。
- ・侵害のあった日から２年以内

（４）原告の資格を得るための要件

以下の者が、原告として資格を得るものとする。

- ・知的財産権所有者。
- ・知的財産権のライセンシー。
- ・上記の者の正式代表者。

（５）民事訴訟手続きの概要

原告の訴状と根拠となる証拠を受け取り次第、裁判所は原告に訴訟費用の見積額を通知するものとする。訴訟費用の見積額の受領をもって、事件は裁判所に登録されるものとする。

登録日から３営業日以内に、裁判所は訴訟を取り扱う裁判官を任命し、関係当事者と人民公共検察院に対して、その事件の登録を通知するものとする。

事件の性質と複雑度に応じて、事件の登録日から 2 箇月から 6 箇月以内に、裁判所は次の決定のいずれかを出すものとする。

- ・ 関係当事者間の合意を確認する決定。
- ・ 事件の解決を一時的に中止する決定。
- ・ 事件の解決を中止する決定又は、
- ・ 事件を裁判にかける決定。

裁判所が事件を裁判にかける決定をする場合は、訴訟を裁判にかける決定をした日から 1 箇月又は 2 箇月以内に、第一審裁判所が開廷され、判決が審理でなされるものとする。

(6) 侵害を告訴するために必要な情報と書類の一覧

上記質問 (3) の回答を参照のこと。

- ・ 告訴状
- ・ 関連ある工業所有権の証拠及び告訴をする権利の証拠
- ・ 告訴理由及び侵害の証拠
- ・ 補償を求める侵害の証拠

(7) 民事訴訟の裁判権を持つ裁判所

知的財産権をめぐる紛争に関する民事事件の裁判権は以下の裁判所が持つ。

- ・ 地区、町の人民裁判所。
- ・ 州、市の人民裁判所。
- ・ 被告が居住、勤務している（被告が個人の場合）場所又は被告の事務所が設置されている（被告が法人の場合）場所の人民裁判所。
- ・ 原告が居住、勤務している（原告が個人の場合）場所または原告の事務所がある（原告が法人の場合）場所の人民裁判所。
 - － 関係当事者の合意による。
- ・ 人民最高裁判所。

(8) これらの事項に関する連絡先および所在地

実際のところ、ベトナムにおける州、市、地区、町の全ての管轄裁判所の全ての住所と電話番号の一覧を記載することはできない。しかし、必要な場合は、下記の裁判所に連絡することを考慮してよい。

- ・ The People's Court of Hanoi of 43 Hai Ba Trung St., Hanoi, Vietnam;
Tel. (84-4) 8250534
- ・ The People's Supreme Court of 48 Ly Thuong Kiet St., Hanoi, Vietnam;
- ・ The People's Court of Ba Dinh District of Linh Lang St., Hanoi, Vietnam;
Tel. (84-4) 7661048
- ・ The People's Court of Hoan Kiem District of 51 Lo Su St., Hanoi, Vietnam;
Tel. (84-4) 8254759
- ・ The People's Court of Dong Da District of 89 Tay Son St., Hanoi, Vietnam;
Tel. (84-4) 5330619
- ・ The People's Court of Hai Ba Trung District of 434A Tran Khat Chan St., Hanoi, Vietnam; Tel. (84-4) 8250534

ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、支援のため現地の委任代理人に連絡を取ることを検討すべきである。

4. 仮処分

(1) 仮処分の要件

仮処分を要請するために、請求者は次の書類と情報を裁判所に提出しなければならないものとする。

- ・訴状 (petition)。
 - ・仮処分の申立 (request)。
 - ・仮処分を科される者又は事業体の名前と住所。
 - ・紛争又は侵害行為の要約又は記述。
 - ・仮処分を適用する理由 (通常は、模造又は侵害行為を行うこと又はその行為の継続の防止のため、あるいは侵害行為の証拠を確保するため)。
 - ・適用すべき仮処分案。
 - ・裁判所によって定められた保証金であって、請求人によってなされる不当な要請によって生じるいかなる損害を補償するのに十分な保証金。
 - ・(i) 商品の価値が、少なくとも、2000万VND (ベトナムドン) とされないときは、仮処分の対象商品の価値の20%と同等の供託金、又は、銀行又は金融機関からの保証書の提出
 - ・仮処分は確定された状況、すなわち、工業所有権者にとって取り返しのつかない損害の存在
 - ・工業所有権の侵害商品又は直ちに保護しないと消滅又は破壊されてしまうという証拠
- (2) 仮処分の審査の手続きの概要
- 申立人が仮処分を適用する申立を、訴状の提出と共に同時に行う場合、訴状と申立書を受領後、受け取ってから48時間以内に、裁判所は事件を検討し、仮処分の命令を出すものとする。申立が拒否される場合は、裁判所は申立に拒否すること／および拒否の理由を通知するものとする。
- 訴状と同時に仮処分申立がなかったときは、申立書を受け取ってから3日以内 (保証金が要求され、又は支払いがあった場合) に裁判所は事件の検討を開始する。
- 請求者が仮処分の申立を審理中に提出する場合は、裁判所は事件を検討し、直ちに又は申立人からの供託金を受領後直ちに仮処分の命令を出すものとする。
- 仮処分の命令は直ちに管轄の執行機関に送られるものとする。裁判所の命令を受け取り次第、執行機関の長は裁判所の命令を直ちに遂行する決定を出すものとする。
- (3) これらの事項に関する連絡先と所在地
- ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない (法的又は血縁上の) 外国人は、現地の認可された代理人を通じて申請すべきである。

5. 不法な物品の差押

(1) 差押の要件

模造／侵害物品およびその製造の手段は以下の状況で差押えられるものとする。

- ・性質、量、場所、出所に関して、証拠を保全する必要がある場合。
- ・更なる侵害を防止する必要がある場合。
- ・侵害者が侵害要因を取り除くことができないとき又はその条件を持たない場合。
- ・侵害物品の原産地、製造業者、販売者、又は所有者を特定できず、知的財産権所有者がそのような物品を流通させていないと確認した場合又は、
- ・侵害手段が、模造品を製造するための主な機能を有する場合。

模造／侵害物品の差押の要件

差押措置は、下記の十分な理由と条件が備わるときに、主な罰 (警告又は罰金) の追加措置として、必ず適用されるものとする。

- ・模造／侵害物品は法 (上記民事訴訟の質問1、IIIを参照のこと) によって定められる侵害行為から生じ、それに対して適切な差押措置が可能である。
- ・模造／侵害物品は、上記の状況のうちの一つ又はいくつかに該当し、その状況が侵

害記録に完全に記録されたものである。

(2) 差し押さえの手続きの概要

- ・侵害品は、行政、民事、又は刑事手続において、証拠目的又は他の目的で差し押さえられる。侵害品の差し押さへの独立した手続は存在しない。一般的に、侵害品は、手続（行政、民事又は刑事）で侵害の審理で差し押さえられる。差し押さえは、侵害されている際に実行される。差し押さえは、差し押さえを行う権限ある者が書面で決定する。差し押さえ商品の処分は、侵害に関し権限ある者の決定／判決に基づいて実行される。
- ・市場に出す意図を持った、模造の疑いのある物品又はサービスの製造、包装、輸出、輸入、販売への提供、所有等の模造行為が発見された場合、法施行当局は以下の手続を取る。
- ・その行為の終結を命じる。
- ・証拠を保全するために、侵害記録を取り、侵害物品を封をし及び/または一時的に差し押さえる。
- ・侵害行為についての専門家の結論を得る。（必要な場合）
- ・適切な主な罰（警告又は罰金）と追加措置、すなわち上記の要件を満たす場合に模造／侵害物品の差押を適用する決定を出す。（侵害記録を取った日から 10 日又は上限が 30 日以内）

(3) これらの事項に関する連絡先

これらの事項に関して、実情に応じて、以下の管轄官庁に連絡を取ることを考慮してよい。

- ・税関。
 - ・経済警察。
 - ・市場管理事務局、又は、
 - ・知的財産権検査官。
- ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、現地の委任代理人を通じて申請すべきである。

6. 証拠の保全

(1) 証拠を保つための手続きの概要

市場に出す意図を持った、模造の疑いのある物品又はサービスの製造、包装、輸出、輸入、販売への提供、所有等の模造行為が発見された場合、税関、経済警察、市場管理事務局等の法施行当局は侵害物品を列挙し、封をし、侵害記録を取るものとする。模造行為を行うこと又はその行為の継続の防止および／又は性質、量、場所、出所に関して証拠を保全することが必要な場合には、法施行当局の長は侵害物品を一時的に差し押さえる決定を出すものとする。一時的に証拠を保全する期間は、決定の日から 15 日又は、30 日を超えないものとする。

(2) 証拠の保全の要請の方法

証拠の保全を要請するためには、施行当局に書面で下記の情報と書類を添えて侵害を通知すべきである。

- ・侵害の記述。
 - ・侵害の一応の証拠。
 - ・証拠の保全の要請とその理由。
 - ・侵害された疑いのある知的財産権を証明する書類。
 - ・管轄官庁によって侵害がなされていないと判断された場合の保証金と、物品が保全された者／事業体の被るいかなる損害及び行政費用を補償する書面による誓約。
- 必要な情報と書類を受け取り次第、管轄官庁は侵害の記録を取り、侵害の疑いのあ

- る物品を封をし、一時的に差し押さえるものとする。
- (3) これらの事項に関する連絡先と所在地
これらの事項に関して、実状に応じて、以下の管轄官庁に連絡を取ることを考慮するのがよい。
- ・税関。
 - ・経済警察。
 - ・市場管理事務局。
- ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、現地の委任代理人を通じて申請すべきである。

7. 上訴

(1) 上記裁判の上訴の要件

上訴は以下の者によってなされることができる。

- ・原告。
- ・被告。
- ・上記の者の正式代表者。
- ・人民公共検察院長官。

上訴するための要件

- ・第一審裁判所の決定／判決がまだ効力を生じていないこと；および
- ・上訴は第一審裁判所の決定／判決の日から 15 日以内になされなければならないこと。

上訴に必要な情報

- ・上訴人の氏名と住所。
- ・裁判所の判決／決定の上訴される部分。
- ・上訴人による上訴と要求の理由。
- ・上訴／要求の根拠となるあらゆる書類と証拠。
- ・上訴人の署名。
- ・上訴費用の支払い

(2) 上訴裁判所の連絡先と所在地

第 1 審が人民地方裁判所の場合、管轄（provincial）人民裁判所が上訴裁判所

第 1 審が管轄（p r o v i n c i a l）人民裁判所の場合は、最高人民裁判所が上訴裁判所

上訴裁判所の住所は以下のとおりである。

262 Doi Can Street, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

ベトナムに居所、本部、代理店、又は実質的な事業所を持たない（法的又は血縁上の）外国人は、現地の委任代理人を通じて申請すべきである。

以上

情報提供協力者

氏名 : Le Dang Tho
事務所名 : INVENCO
住所 : P. O. Box 412 Hanoi, Vietnam
TEL: 84-4-8228595 FAX: 84-4-8226059
Email: invenco@hn.vnn.vn ウェブサイト: <http://invenco.vnn.vn>

氏名 : Nguyen Viet Tuan
事務所名 : ALPHA PLUS CO., LTD
住所 : 89 Hang Bong Street, Hanoi, Vietnam
TEL: 84-4-7613681 FAX: 84-4-7613664
Email: alpha-plus@hn.vnn.vn

氏名 : Nguyen T. Hong Hai
Pham Vu Khanh Toan
事務所名 : PHAM & ASSOCIATES
住所 : 8 Tran Hung Dao St., Hanoi, Vietnam
TEL: 84-4 824 4852 FAX: 84-4 8244 853
Email: hanoi@pham.com.vn ウェブサイト: www.pham.com.vn

事務所名 KEVLIN CHIAPARTNERSHIP
HONOI BRANCH
Unite 12-03/04, Prime Center, 53 Quang Trung Street, Hai Ba Trung
District, Hanoi
TEL: (84 4)3822 8787/(84 4)3822 8788
FAX: (84 4)3943 9875
Email: info@kcpartnership.com ウェブサイト: www.kcpartnership.com